

## 今月のコンテンツ

### [ 経営のお役立ち情報 ]

- I. 契約・取引の実務について（保証）
- II. 貸倒損失について
- III. 医療費控除の領収書不要等について
- § 経営セミナーのご案内

### [ 今月のトピックス ]

- ・日本政策金融公庫情報コーナー
- ・厚生労働省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

## I. 契約・取引の実務について（保証）

—— 改正民法でここが変わる！ ——

先月号に引き続き民法改正について取り上げます。今月号は保証です。保証は、不動産などの確な物的担保がなくとも融資を得ることのできる人的担保の手段として利用されています。しかし、保証人は、他人の債務について過度な責任を問われることになりかねず、又は情義等により十分な検討のないまま重い責任を負担させられるという弊害があることも否定できません。

そこで、改正法は、特に個人保証人保護の観点から、①根保証の規制を個人根保証全般に拡大し、②個人保証人保護の方策を新設しました。では、詳しく見ていきましょう。

### ■根保証の規制が拡大

保証のうち、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とするものを「根保証」といいます。現行法でも、債務の範囲に金銭貸渡しや手形割引を受けることによって負担する債務（貸金等）を含む場合の個人保証については既に規制が設けられており、極度額の設定がなければ保証契約が無効となるものとされていますが、改正法では、保証人が個人である場合の根保証全般について、極度額の設定を求めることとなりました（改正法 465 条の 2）。

### ■個人保証人の保護

個人保証人保護方策として改正法で設けられたものとしては、①軽率な個人保証契約締結を防止するため方式制限と②各種の情報提供義務の新設が挙げられます。

## 1. 原則

現行法では、保証契約は書面で締結しなければならないこととなっていますが、改正法では、一定の場合の個人保証については、公正証書で保証債務を履行する意思表示をしなければならぬものとし、この方式によらない場合は保証契約が無効となります（改正法 465 条の 6）。公正証書は、公証人の関与のもとで作成されますから、軽率な保証契約締結を思いとどまる機会となることが期待されます。

ただし、公正証書の作成を要するのは、保証人が個人である場合全てではなく、主たる債務が「事業のために負担した貸金等債務」に限定されます。例えば、個人の住宅ローン借入れの際の個人保証は、「事業のため」ではありませんので公正証書作成の必要はありません。

## 2. 例外

1 の原則によれば公正証書を作成する必要がある場合であっても、保証人となる者が主たる債務者と一定の関係に立つ場合には、例外として公正証書作成が不備とされています（改正法 465 条の 9）。

具体的には、主たる債務者が法人である場合のその法人の役員等や支配株主、主たる債務者が個人であるときの共同事業者、又はその事業に現に従事している配偶者である場合がこの例外に該当します。

## 3. 弊害防止のための配慮

もともと、公正証書の方式によるとしても、そのみでは保証人となろうとする者の保護として十分とはいえない側面がありますし、一定の限度はあるとはいえ個人事業者の配偶者につき公正証書作成を不要とすることには強い異論があるところです。そのため、国会審議において、これらの点への配慮を求める附帯決議がなされています。

# Ⅱ . 貸倒損失について

— 債権管理は重要です —

決算期になって調べてみると、回収が何か月も遅れている債権があり回収できそうにない、ということはありませんか？回収遅延の発覚が遅れたことにより取引先の倒産に気付かなかつた、などということになれば大変です。このような場合、会社の利益や資金繰りにも影響を与えてしまうことになります。それは、貸倒損失の計上については、会計とは異なり、税務上は厳格な要件があるからです。

では、貸倒損失の要件を見てみましょう。これらの要件は法人であっても、個人事業主であっても同様です。

### ■法律上の貸倒れ

以下の事実の生じた時は、その生じた時に、それらの金額を貸倒損失として計上しなければなりません。

1. 更生計画認可の決定、再生計画認可の決定、特別清算にかかる協定の認可の決定等により切り捨てられた金額
2. 債権者集会の協議決定及び行政機関や金融機関などのあっせんによる協議で、合理的な基準によって切り捨てられた金額
3. 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができない場合に、その債務者に対して、書面で明らかにした債務免除額

#### ■金銭債権の全額が回収不能となった場合

債務者の資産状況、支払能力等からみて全額回収不能が明らかの場合（担保物がある場合は不可）は、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理することができます。

#### ■一定期間取引停止後弁済がない等の場合

以下の場合にはその売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をすることができます。（売掛債権のみ）

1. 債務者との継続的取引停止以後1年以上経過したこと（担保物がある場合には不可）
2. 同一地域の売掛債権総額が取立費用に満たず、督促にもかかわらず弁済がないこと

このように貸倒の要件は厳しく、処理のタイミングがズレてしまった場合には、税務上認められないこととなります。なぜなら、貸倒損失の計上を遅らせたりすることにより利益操作につながってしまうからです。重要なことは、日頃からの債権の管理です。売掛債権があるというのは、既に売上が計上されていて、計上時期によれば納税が済んでいるものもあります。現金として回収されなければ、たちまち資金繰りに困窮してしまいます。売掛債権の回収サイトと買掛債権の支払サイトのバランスは大丈夫ですか？適正なバランスになっていれば資金繰りの計画も立てやすくなります。もし、回収期日を超過している取引先があればその原因を調べましょう。難しいことかもしれませんが、取引先の状況によっては現金取引に変更したり、取引を減らす、中止するなどの方法も考えなくてはなりません。

そして、売掛債権だけでなく貸付金の管理も同様に、約定とおりに返済がなされているかなど定期的にチェックしましょう。



## 日本政策金融公庫情報コーナー

#### ■2つの金融機関から融資を受ける協調融資という方法とは？

2つ以上の金融機関から融資を受けることを協調融資と言います。もし、1つの金融機関から融資を受けられなような状況であれば、2つ以上の金融機関を利用して融資をご検討されてみてはいかがでしょうか？日本政策金融公庫では、2つの金融機関からの融資（協調融資）のノルマがあるとされており、通りやすいケースがあります。公庫には、業務連携の覚書を締結するなどしており、連携が取りやすい金融機関があります。

ここで例を一つ挙げると、整骨院を開業する方で、トータル1,400万円を借りたいという方がいらっしゃいました。創業当初でお金を借りる場合には、1つの銀行から1,400万円借りるのは、非常に難しいです。2つの銀行からであれば、借りられる可能性があったため2つの銀行から借りる戦略を立てました。協調融資の場合少し時間がかかることがあるため3ヶ月程度時間がかかりましたが、日本政策金融公庫と公庫と業務連携の覚書がある金融機関の2つから1,400万円の融資を受けられた方もいます。協調融資の注意点としては、日本政策金融公庫からのみ融資を受ける場合には、一般的には1ヶ月から1ヶ月半で融資を受けることができますが、協調融資の場合には、2ヶ月から3ヶ月融資を受けるまでに時間が必要な可能性があります。協調融資で時間がかかる理由は、公庫の融資実行の要件に、もう一つ金融機関の融資が確定したら、日本政策金融公庫も融資をするという要件が加わるためです。信用金庫や、地方銀行は、信用保証協会の面談などがあるため、一般的に、融資実行までに2ヶ月から3ヶ月かかります。そのため、協調融資では、信用金庫や地方銀行などの金融機関の結果がでてからでないと日本政策金融公庫からも融資を受けることができないため、融資を受けるまでに時間がかかってしまうのです。

融資を受けるまでに時間をかけてもよいという方の選択肢の一つに協調融資という考え方があるでしょう。もし、今後ゆっくり時間をかけてもよいという方は是非利用をご検討ください。協調融資を検討することで、1つの金融機関のみで融資を受けるよりも多くのお金を借りられる可能性があります。

### Ⅲ. 医療費控除の領収書不要等について

—平成29年分確定申告から不要—

所得税還付の1つの有力な手段である医療費控除の申告が、先日、国税庁HPにて「平成29年分の確定申告から医療費控除での領収書提出は不要」の旨の発表がなされました。

これに伴い、平成29年分の確定申告から変更になり、医療費控除の適用を受けるための手続きがいくつか変わります。

#### ■医療費控除の明細書不要

平成28年分の確定申告までは、医療費領収書の提出義務があったため（ただし電子申告で1件ずつ明細を作成する場合は提出省略が可能でした。）、領収書をホッチキスや輪ゴムで止めて整理したり、封筒に入れて確定申告とまとめたりと手間がかかっておりました。今後は、これまでの作業がなくなり、「医療費控除に関する明細書」を提出することになります。

しかし、領収書は捨てて良いのではなく、確定申告期限（3月15日）から5年間、納税者の自宅で保管しなくてはなりません。

医療費控除の中身によっては、この5年間のどこかで、税務署から確認のために保管している領収書を提出するよう求められる可能性もありますのでご注意ください。

## ■医療費明細書の提出

医療費控除の明細についても今まで提出していた方もおられると思います。これまでは、名目上は、領収書の提出が必須で、明細書はあくまでも分かりやすさのための参考書類に過ぎませんでした。また、従来の明細書では「医療費の区分」がただの空欄でしたが、今後は①診療・治療②医薬品購入③介護保険サービス④その他の医療費にチェックするスタイルになります。

## ■医療費通知がある場合

健康保険組合などから送られてくる「医療費のお知らせ」の提出は、これまで認められていませんでした。今後は、医療費のお知らせを提出すれば、その分の領収書は提出不要となり、領収書集計の手間だけでなく、記載の手間も省けることとなります。

平成 29 年分から平成 31 年分については、移行期間として従来どおり医療費領収書を提出することも認められています。

この規定は平成 29 年 1 月 1 日から始まるセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）においても同様の取り扱いとなります。

## ■更正の請求

医療費控除の出し忘れがあった場合は、「更正の請求」を行うことで控除を受けることができます。

更正の請求は、出し忘れてしまった翌年の 1 月 1 日から 5 年間行うことができます。

## ■更正の請求による選択替え

セルフメディケーション税制の創設に伴う整備として、セルフメディケーション税制の適用を受けることを選択して確定申告書を提出した後、やはり医療費控除のほうがお得だからと更正の請求をしようとしても、変更できません。また、修正申告書を提出するときにおいても、セルフメディケーション税制から従来の医療費控除へ適用を変更することもできません。これは従来の医療費控除を受けることを選択した場合も同様となります。

誤った選択をしても、後から変更が認められないということで、どちらが有利か慎重な判断が必要となってきますのでご注意ください。



## 厚生労働省情報コーナー

### ■最低賃金引上げ額は「平均 25 円」で過去最大の上げ幅に！

7 月 27 日に開催された厚生労働省の第 49 回中央最低賃金審議会において、今年度（平成 29 年度）の地域別最低賃金額改定の目安が公表されました。今年度の引上げ額の全国加重平均は 25 円（昨年度 24 円）、改定額の全国加重平均は 823 円（同 798 円）となっています。これは、過去最大の上げ幅となります。



## 今月のブックマーク

パソコンでインターネットを利用する際、自宅でプロバイダーを契約するというのは随分以前からありましたが、いまやスマートフォンを使い、外出先からでもインターネットを活用できます。パソコンではWindowsのシェアが大きいですが、スマートフォンではiPhoneのほか、androidも多く見かけます。画面サイズやデザインなども多様です。是非ご覧ください。

「android」

[https://www.android.com/intl/ja\\_jp/](https://www.android.com/intl/ja_jp/)

### 経営者向け“学びの場” のご紹介

## 「なにわマーケティング大学 2017」を開催！

(大阪府商工労働部主催)

平成23年度より開講し、7年目となる講座が本年度も7月から開講されています。「作る前に考える」「売る前に考える」「売ってみてからさらに考える」をコンセプトとした好評講座です。経営変革に活用してみたいはいかがでしょうか。

(5つの講座から自由に選択可)

- 【講座名】
- ・売れるマーケティング発想講座
  - ・売れるブランディング講座
  - ・売れるプライス戦略講座
  - ・売れるWebマーケティング講座
  - ・売れる販促広報実践講座

【対象】 経営者・経営幹部 各講座/定員30名(有料)

※お問い合わせ 大阪府中小企業支援室 06-6210-9494

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

**TFG**では経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関するコンサルティング業務も、ご遠慮なくご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG**group

**TFG** 検索

**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

**TFG** ニュース編集担当 岸本 圭祐